

○和泊町運動広場の設置及び管理に関する条例

平成10年 9月29日条例第21号

改正

平成20年 3月14日条例第 7号

令和 4年 3月 日条例第 号

和泊町運動広場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき和泊町運動広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会体育の振興と健康づくりの用に供するため運動広場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 名称及び位置は次のとおりとする。

名称 町民運動広場

位置 和泊町内城237番地

(管理)

第4条 町民運動広場（以下「運動広場」という。）は教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを管理する。

(使用許可)

第5条 運動広場を使用しようとする者は委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、運動広場の管理上必要と認めたときは前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当り条件を付することができる。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可を受けた事項を変更しようとするときは委員会の承認を受けなければならない。

4 暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力行為をするおそれがある組織の利

益になると認められるときは、許可することができない。

5 委員会は、次の各号の一に該当する場合には使用許可の条件を変更し、若しくは使用許可を取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 町において特に必要を生じたとき。
- (2) 使用者が許可の内容又は許可に付された条件に違反したとき。
- (3) その他管理上支障があると認めたとき。

(使用料)

第6条 施設を使用する者は、別表の定めるところにより使用料を納めなければならない。ただし、使用時間が1時間に満たないものは1時間とみなす。

(使用料の減免)

第7条 次の各号の一に該当するときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町又は委員会及び学校が使用するとき。
- (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

(損害賠償責任)

第8条 使用者は、施設等を損傷し又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月 日条例第 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料 (1時間あたり)	備考
照明施設を使用する場合	全照明施設	3,000円	アマチュアスポーツ以外の使用は、2を乗じた金額とする。
	野球用照明施設	2,000円	
	多目的照明施設	1,000円	
照明施設を使用しない場合	町内	220円	
	町外	440円	